

意見書案第 2 号

高額療養費制度改悪に反対する意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

提 出 者	中間市議会議員	柴 田 芳 信
-------	---------	---------

賛 成 者	中間市議会議員	田 口 澄 雄
-------	---------	---------

高額療養費制度改悪に反対する意見書

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払った後に、月ごとの自己負担上限額を超える部分について事後に保険者から償還払いされる制度であり、がんをはじめとする命に関わる疾患で治療を受け、かつ高額な医療費を支払う患者とその家族にとっては、治療を受ける上でまさに命綱といえる大切な制度です。

高額療養費制度における負担上限額の引上げは、がんをはじめとする命に関わる疾患で治療を受け、かつ高額な医療費を支払う全ての患者とその家族に影響を与えるものです。新たな治療や治療薬の開発によるがん治療の高額化に伴い、高額療養費制度の負担上限額まで支払っている患者とその家族が多くおられ、特に「長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族」にとっては、大きな影響を与えるものとなります。

現在のがん治療においては、長期にわたって継続して治療を受けることを前提とした治療や治療薬が増えており、これらの治療を受けているあるいは治療薬を投与されている患者とその家族は毎月、一定の医療費を支払い続けておられます。

70歳未満の現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながらぎりぎりの範囲で医療費を毎月支払い続けている患者とその家族もおられます。

高額療養費制度における負担上限額の引上げは、特に「長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族」にとっては生活が成り立たなくなる、あるいは治療の継続を断念しなければならなくなることも危惧されます。

以上の状況を鑑み、高額療養費制度における負担上限額の引上げについては白紙撤回されることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月26日

中 間 市 議 会

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	石破 茂 様
総務大臣	村上 誠一郎 様
財務大臣	加藤 勝信 様
厚生労働大臣	福岡 資麿 様